

10月1日から

介護保険の給付対象見直し 居住費と食費は自己負担に

公平な費用負担が目的です

介護保険施設（ショートステイを含む）を利用していただくことになりました。これまで施設を利用している方の居

住費と食費は介護保険の給付に含まれていましたが、在宅でサービスを受けている方は自己負担となっていました。このことから、利用している方からも等しく負担していただくため、見直されることとなったものです。

これにより、施設を利用している方は自己負担が増えることとなりますが、ご理解をお願いします。

低所得者には負担軽減制度

年金収入などが二百六十六万円以下の低所得の方は、「特定入所者サービス費」が受けられます。これは所得に応じた負担限度額を定め、それを超えた金額について保険給付を受けることができるものです。この給付を受けることによって、負担額はこれまでとほとんど変わらないものとなります。

▽対象者 介護保健施設に入所しており、世帯全員が非課税で年金収入とほかの所得の合計が二百六十六万円以下の人

なお、同制度の給付を受けるためには申請が必要となり、該当すると思われる方には役場から通知します。ご不明な点などございましたら、役場保健福祉課介護保険担当（内線163）へお問い合わせください。

◆見直しによる個人負担額の変化（一般の場合・月額）

特別養護老人ホーム（平安荘など）の場合 (単位：円)

現 行	内 訳	見直し後	内 訳
53,000	1割負担 29,000 食費 24,000	81,000	1割負担 29,000 居住費・食費 52,000

介護老人保健施設（シーサイドかるなど）の場合 (単位：円)

現 行	内 訳	見直し後	内 訳
56,000	1割負担 32,000 食費 24,000	84,000	1割負担 32,000 居住費・食費 52,000

※この利用料は多床室の場合の標準的な金額であり、あくまで参考例です。個室などを利用した場合は負担額が変わることがあります。

◆見直しによる個人負担額の変化（低所得者の場合・月額）

(単位：円)

現 行	内 訳	区 分
25,000	1割負担 15,000 食費 10,000	生活保護受給者
40,000	1割負担 25,000 食費 15,000	所得合計が80万円以下の人
40,000	1割負担 25,000 食費 15,000	所得合計が80万円～266万円以下の人

(単位：円)

見直し後	内 訳	区 分
25,000	1割負担 15,000 居住費・食費 10,000	生活保護受給者
37,000	1割負担 15,000 居住費・食費 22,000	所得合計が80万円以下の人
55,000	1割負担 25,000 居住費・食費 30,000	所得合計が80万円～266万円以下の人

※この利用料は多床室の場合の標準的な金額であり、あくまで参考例です。個室などを利用した場合は負担額が変わることがあります。※各介護保険施設とも共通の金額になります。

豊間根保育園が民営化に 引き受け法人募集します

町では、平成18年度に行われる町立豊間根保育園の民営化に際し、運営を引き受ける法人を募集します。

町は、「山田町行政改革大綱」に基づき就学前施設（保育園・児童館・幼稚園）の効率的運営を推進するため、昨年度に就学前運営検討委員会を設置し、調査検討を行ってきました。その結果、同委員会から出された提言を基に、説明会などを行い豊間根保育園を民営化することとなりました。

運営の引き受けを希望する法人は、期間内にお申し

込みください。また、引き受け希望の法人を対象とした説明会を開催します。

▷引き受け法人の資格 町内の社会福祉法人、または町内で就学前施設を運営している学校法人・財団法人で、山田町の保育行政を理解し、乳幼児保育・特別保育事業などに積極的に取り組む法人

▷募集期間 8月29日～9月28日

引き受け法人募集説明会

▷日時 8月25日(木) 午後4時～

▷場所 役場2階特別会議室

▷内容 町立保育園の民営化に伴う「引受法人募集要項」について

◆応募先・問い合わせ 役場保健福祉課児童福祉担当（内線134）へどうぞ。